



東都生協の個人宅配手数料制度をご案内します

東都生協では、子育て支援・高齢者・障害者・被爆者への配慮・助け合いの精神から、個配手数料について各種の免除制度を設けています。免除制度を利用される場合は登録が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

※金額については、特にことわりがない限り、税込みの表示となっています。

STEP 01 基本手数料+配達手数料(税込)をいただきます

商品お届け	基本手数料	配達手数料	合計
あり	146円	52円	198円
なし	146円	0円	146円

基本手数料 個人宅配に関わる手数料です(商品案内・インターネットなどでの情報提供料を含みます) ※商品案内・注文書などの配付手数料ではありません。

配達手数料 商品のお届けの際にいただく手数料です 商品のお届けがない場合はいただきません

※商品のお届けがあったときのみ配達手数料がかかります。
※チケット、増資、共済、保険、各種募金、引き売り、宅配商品のみご注文の場合は、配達手数料はかかりません。
※生協側の都合で商品のお届けが翌週または後日になった場合、配達手数料はかかりません。ただし通常商品がある場合は、週遅れの商品があっても配達手数料をいただきますので、あらかじめご了承ください。

STEP 02 ご注文の金額に応じて配達手数料を割引する制度があります

1回の注文が基準額を超えると翌週の配達手数料が割引されます

1回の注文合計金額(税抜)	基本手数料	配達手数料	合計
8,000円未満	146円	52円	198円
8,000円以上	146円	0円	146円
お届けなし	146円	0円	146円

※増資、募金は注文金額に含まれません。
※予約、早割、登録、ギフトなどの商品は、実際のお届け週の注文金額に加算されます。
※割引される週に配達手数料が発生していない場合は割引されません。
※チケットや宅配商品のみのお届けの場合は、配達手数料は発生しません。
※商品が品薄のため注文制限となった際には、お届けされた数量および金額が反映されます。
※Web注文サイト注文済み商品の合計価格表示は税込価格となります。

お問い合わせ先 **東都生協 コールセンター** ☎ **0120-1010-68**(フリーコール) 受付時間/月曜～金曜日(祝日可)午前9時～午後6時30分

STEP 03 各種個配手数料免除制度もあります

子育て支援・高齢者・障害者・被爆者への配慮などから個配手数料について各種の免除制度があります

◆新ハローベビー割

本人もしくは配偶者が母子手帳を交付されてから、**1歳未満の赤ちゃん1人につき1回のみ、申請から2年間、対象となります。**

1回の注文合計金額(税抜)	基本手数料	配達手数料	合計
4,800円未満	146円	52円	198円
4,800円以上	0円	0円	0円
お届けなし	146円	0円	146円

※申請書を提出いただく際、母子手帳の目視確認を行います。

◆シニア割(65歳以上の方)

2018年7月31日以前に東都生協に加入された組合員で、世帯全員または2人世帯のいずれか1人が65歳以上の場合、**基本手数料・配達手数料の全額を免除します(個配手数料無料)**。

※申請書を提出いただく際、住民票(世帯全員記載)の目視確認、もしくは「誓約書」の提出が必要となります。

◆エルダー割(65歳以上の方)

2018年8月1日以降に東都生協に加入された組合員で、世帯全員または2人世帯のいずれか1人が65歳以上の場合、**申請(適用)から3年間、基本手数料・配達手数料の半額を免除します。4年目以降、基本手数料・配達手数料の全額免除(個配手数料無料)**に自動移行します。

エルダー割(65歳以上の方)	1回の注文合計金額(税抜)	基本手数料	配達手数料	個配手数料(合計)
申請から3年間	お届けあり(8,000円未満)	72円	26円	98円
	お届けあり(8,000円以上)	72円	0円	72円
	お届けなし	72円	0円	72円
申請から4年目以降(自動移行)		0円	0円	0円

※申請書を提出いただく際、住民票(世帯全員記載)の目視確認、もしくは「誓約書」の提出が必要となります。

◆ハンド・イン・ハンド割(身体障害・知的障害・精神障害のある方)

加入名義者本人、または同居している方(家族・親族・内縁含む)が、身体障害・知的障害・精神障害による障害者手帳(知的障害者は愛の手帳、精神障害者は保健福祉手帳)、または被爆者健康手帳をお持ちの場合、**基本手数料・配達手数料の全額を免除します(個配手数料無料)**。 ※申請書を提出いただく際、各種手帳の目視確認を行います。

上記の各種個配手数料免除制度を利用する場合は登録が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください

理事会報告(抜粋)

2023年度第4回定例理事会(2023年8月24日開催)

審議事項 ●2023年度下半期重点確認の件
●宅配事業約款の一部改正の件

報告事項 ●2023年7月度決算報告
●各部署業務報告
●組合員活動委員会報告
●商品活動関連報告
●理事懇談会・研修会開催の件
●常任理事会決議事項報告

今後の理事会日程(予定)

- 11月16日(木)
- 12月21日(木)

<8月の私たち> 2023年8月20日現在 ※[]内は前年比

組合員数	257,249人	[100.1%]
加入	4,300人	[134.8%]
脱退	3,361人	[100.2%]
総事業高	13,912,717千円	[95.2%]
共同購入事業	13,318,365千円	
弁当配食事業	156,696千円	
生活文化事業	105,685千円	
生活支援事業	28,844千円	
その他事業	303,127千円	
出資金	6,746,693千円	[99.6%]
1人当たりの出資金	26,226円	[99.5%]
1人当たりの利用高	6,159円	[100.7%]

MOGMOGレポート

11・12 2023 月号

REPORT 01 7月25日 **渋谷サロン**
「笑いヨガ」&「瞑想」体験で心身ともにスッキリ!

第2地域委員会主催

第2地域サポーターの西村静代さんを講師に「笑いヨガ」の体験を行いました。「ハッハ、ホ、ホ、ホ」と手拍子を打ちながら、ヨガの呼吸法を取り入れ、いろいろな笑い方をレッスン。参加者からは「日ごろ意識して笑ったことがないけど、笑うと楽しくなりますね」「これは心も体も本当に健康になります」などの感想が寄せられました。

上がったエネルギーを静める「瞑想」も体験。大小2つのシンギングベル(鈴)を使ってクールダウンし、心身ともにスッキリした後は、用意された試食品を味わいながら自由におしゃべりしました。

渋谷サロンでは、特技を披露するトライアルの場としても気軽に活用してほしいと呼び掛けています。渋谷サロンの開催はほぼ毎月1回。お問い合わせは品川センター 第2地域担当事務局 (TEL:03-5755-9321) へご連絡ください。



REPORT 02 7月28日 「きく・みる・つくる 夏休み～子どもから大人まで伝えたい戦争のこと～」

第6地域委員会主催

一般社団法人東友会(※)から杉野信子さんをお迎えし、お話を伺いました。爆心地から約1.3キロの自宅で被爆した杉野さん(当時1歳)は、一緒に逃げた8歳のお姉さん、建物疎開の作業をしていた13歳のお兄さんを亡くされています。お母さんの深い悲しみ、被爆者への差別や偏見を感じながらのご自身の人生、自分や子どもに被爆の影響が表れるのではという不安、切々とお話しくださいました。

参加してくれた小2～中1の子どもたちは6人。「せんそうってなんでおきてしまったの? どれくらいかかったの?」「今までも戦争はもうあってほしくないと思っていただけ、お話を聞いてつらさや悲しさをすごく身近に感じられた」など、子どもたちの心にしっかりと杉野さんのお話が届いていました。

かたりペシート作成、戦争ぼうき作り、「原爆と人間」のパネル展示も行いました。

※広島と長崎で原爆を体験し、その後東京で生活する被爆者が結成した会



REPORT 03 8月16日 ちょっと沖縄に行ってきます! 「ひめゆり平和祈念資料館」オンラインガイドツアー

第7地域委員会主催

ひめゆり平和祈念資料館説明員の尾鍋拓美さんに案内をしていただきました。展示は沖縄戦開始前の生徒たちの部活動や笑顔のスナップなど、現代に生きる私たちと変わらない様子から始まります。その後「ひめゆり学徒隊」として戦場の病院へ生徒・教師240人が送りこまれ、負傷兵の世話や死体埋葬など、過酷な状況で懸命に働く少女たちの姿へ。そして、ひめゆり学徒隊として亡くなったひめゆりの生徒と教師227人全員の写真が展示されている鎮魂の部屋へと進んでいきました。

ひめゆり平和祈念資料館は戦後40年以上経った1989年に、生存者を含むひめゆり同窓生の「戦争を二度と起こしてはならない」という強い思いから設立されました。

参加者からは「戦争への深い悲しみ、怒りを感じた。」「生き残った方の『申し訳ない』という気持ちに胸が詰まる」などの感想がありました。いのちの尊さ、平和の大切さを改めて感じたひとときとなりました。



7月26日『自治体別連絡会と意見交換をしよう』報告

午前10時～11時45分 3人(文京区・多摩市)、午後1時30分～3時 3人(目黒区・杉並区)

東都生協の組合員活動では、自治体別単位で「自治体別連絡会」を立ち上げている地域があります。現在活動をしている3つの自治体別連絡会と、立ち上げを希望する方に参加いただき、新たな活動形態について意見交換を行いました。2024年度からの活動では、新しい活動スタイルになり、2人以上の活動が「とーとフレンズ」として登録できるようになります。今までとは違い、地域委員会から切り離して1団体として



の活動となります。

「2023年度組合員活動委員会あり方検討チーム」の奥田組合員常任理事から新しい活動スタイルについての説明があり、その後、各自治体別連絡会の現在の活動を新しいスタイルに移行したシミュレーション(案)を提示しながら質問タイム。参加された方からは、いろいろな質問が出されました。

Q1. 「とーとフレンズ」として大型企画を主催する場合は、いくらまで補助申請をすることができますか?

A1. 補助金額上限は未定です。いただいたご意見を参考に検討していきます。

Q2. メンバー以外の方にお手伝いをお願いした場合、その方に活動補助は出ますか?

A2. 「活動アシスト」(活動経験者の登録・運営補助)に依頼をすると、その方に活動補助が出ます。

Q3. 現在は自治体別連絡会は、5人以上・構成メンバーに地域コーディネーター・理事が入るなどのきまりですが、今後はどうなりますか?

A3. 新しい制度では、「とーとフレンズ」として「2人以上から活動」が可能になりますので、自治体に気軽に関われるようになります。